

令和 7 年度 白馬村第 6 次総合計画・総合戦略策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

白馬村第 6 次総合計画・総合戦略策定支援業務

(2) 発注者

白馬村

(3) 委託業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 契約形態

委託契約

(5) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(6) 契約限度額

金 3,960,000 円（消費税含む）

(7) 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

2. 応募資格

応募資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該業務を営んでいること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 白馬村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 白馬村入札参加資格者名簿に登録されているとともに、本プロポーザル公告時点で白馬村長から指名停止等の措置を受けていない者であること

3. 実施スケジュール

項目	日程（予定）	備考
実施要領・仕様書等公表	令和7年5月12日（月）	
質問書の提出期限	令和7年5月20日（火）	
質問書に対する回答期日	令和7年5月21日（水）	
参加申込書の提出期限	令和7年5月22日（木）	
参加資格結果通知	令和7年5月23日（金）	
企画提案書の提出期限	令和7年6月2日（月）	
企画提案選考 （プレゼンテーション）	令和7年6月4日（水）	
特定結果通知	令和7年6月5日（木）	
契約締結	令和7年6月6日（金）	

4. 質問及び回答

（1）受付期間

令和7年5月12日(月)午前9時から5月20日(火)午後5時まで

（2）提出方法

質問書（様式第1号）に記入し、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で受信の確認を行うこと。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月21日(水)までに白馬村行政ホームページに掲載する。

5. 参加申込に関する事項

参加を希望する者は、以下により参加申込を行うこと。

(1) 提出書類（各1部）

- ア. 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第2号）
- イ. 業務実績書（過去5年間の同種または類似業務の名称、発注機関、履行期間、契約金額、業務概要等を任意の様式に記載すること）
- ウ. 納税証明書（国税：納税証明書（その3）、地方税：主たる事業所の都道府県民税及び市区町村民税に滞納がないことの証明）

(2) 提出期間

令和7年5月12日(水)から5月22日(木)まで

(3) 提出先

9に記載する事務局

(4) 提出方法

電子メールまたは郵送（書留郵便または特定記録郵便）、持参に限る。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 参加資格審査結果

審査結果は、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書により通知する。

(6) 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面（任意様式）で通知すること。

6. 企画提案に関する事項

企画提案書は、以下により作成・提出すること。

(1) 提出書類

- ア. 企画提案提出書（様式第3号）
- イ. 企画提案書（任意様式）
 - 全体概要を1ページに整理するとともに、以下の内容を具体的に記載することとし、電子データで提出すること。
 - （ア）業務の実施方針
 - （イ）実施体制・工程等
 - （ウ）提案者の強みやノウハウ
 - （エ）その他独自に提案したいこと
- ウ. 見積書（任意様式）

(2) 提出期間

令和7年5月23日(金)から6月2日(月)まで

(3) 提出先

5. (3) に同じ

(4) 提出方法

5. (4) に同じ

(5) その他

提出期間終了後は、提出書類の内容変更は受け付けないものとする。

7. 企画提案の特定に関する事項

審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、白馬村が設置する審査委員会において行う。審査委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たす者が多数の場合には、提出された企画提案書等に基づいて一次審査を実施し、プレゼンテーションに参加する提案者の選定を行う。選定された事業者に対しては、結果及び二次審査（プレゼンテーション）の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

提案内容について、プレゼンテーションを行う。

日程：令和7年6月4日(水)

会場：白馬村役場

所用時間：30分（20分以内のプレゼンテーション及び10分以内の質疑応答）

出席者数：3名まで

参加資格審査結果通知時または一次審査結果通知時に、時間等について通知する。

提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 評価基準と受託候補者の特定

ア. 評価基準

評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

イ. 受託候補者の特定

審査委員会において評価基準に基づき評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を受託候補者とし、合わせて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が60点未満の場合は、受託候補者として特定せず、該当者なしとする。

最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により候補者の順位付けを行う。

(4) 審査結果の通知

審査結果は全ての企画提案者に対して個別に通知する。

(5) 契約

受託候補者は、委託業務に係る仕様について企画提案書を基に本村と協議し、提案事項を反映した仕様を決定したうえで契約を締結する。

なお、協議が不調となった場合には、次点者を受託候補者として同様に協議する。

8. 留意事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書は、一提案者につき一提案とする。
- (3) 企画提案書の内容に基づく見積額は、物価の上昇等正当な理由が無い限り契約締結時に増額することは認めない。また、契約額は提案内容等を勘案したうえで決定するため、見積額と同額になるとは限らない。
- (4) 受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡することはできない。また、契約締結後に当該業務の全てを第三者に再委託することはできない。当該業務の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (5) 企画提案提出書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合には別途通知する。
 - ①指定する提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 提出書類の作成・提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する者とする。ただし、受託者として特定された者が作成した企画提案書等は、本村が必要と認める場合に、その一部または全部を使用（複製、転記または転写等）することができるものとする。
- (9) 提出された書類は返却しない。

9. 事務局（提出先・問い合わせ先）

〒399-9393 長野県白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場 総務課

電話：0261-72-7002

E-mail：kikaku@vill.hakuba.lg.jp